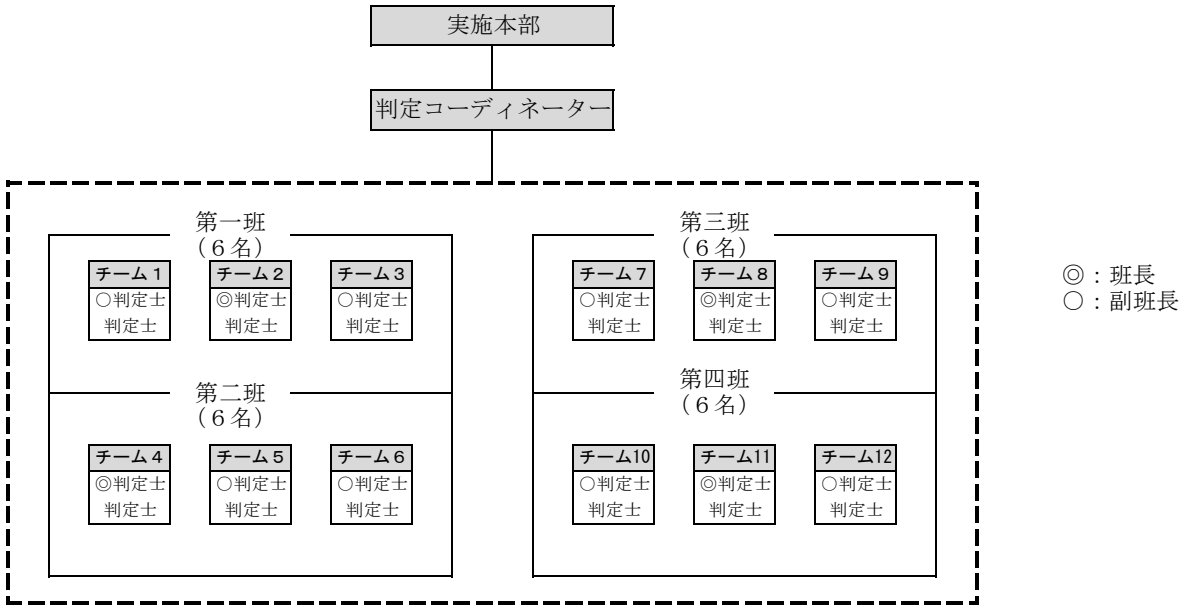


1 訓練体制（下図）

- （１）事務局等の訓練活動の運営等に従事する者は、次に掲げる役割を担うものとする。
- ア 実施本部員
 - イ 判定コーディネーター
 - ウ 現地補助員
 - エ その他運営等に必要な業務
- （２）判定コーディネーターは、参加判定士を「チーム」及び「班」に区分する。
また、各班の判定士の中から、班長・副班長を任命する。



2 訓練の手順

- （１）判定コーディネーターは、当日の訓練内容についてガイダンスを行い、実施場所での判定活動訓練の詳細を各班長・副班長に伝達するとともに、必要資機材を貸与する。
- （２）各班長・副班長は、各チームの班員に２（１）の内容を説明し、２（４）の訓練の割当てを決定する。
- （３）参集場所（実施本部）から実施場所での判定活動訓練の順番を次のとおりとする。

	本部 出発	訓練場所 1 到着	訓練	訓練場所 1 出発	訓練場所 2 到着	訓練	訓練場所 2 出発	本部 到着
第一班 (午前の部)	10:20	10:30	30分	11:00	11:05	15分	11:20	11:30
第三班 (午後の部)	14:05	14:15	30分	14:45	14:50	15分	15:05	15:15

	本部 出発	訓練場所 2 到着	訓練	訓練場所 2 出発	訓練場所 1 到着	訓練	訓練場所 1 出発	本部 到着
第二班 (午前の部)	10:40	10:50	15分	11:05	11:10	30分	11:40	11:50
第四班 (午後の部)	14:25	14:35	15分	14:50	14:55	30分	15:25	15:35

- （４）実施場所での判定活動訓練は、１棟あたり15分程度を目安とし、２棟で30分を限度とする。第一班・第三班はA棟→B棟→C棟、第二班・第四班はC棟→A棟→B棟の順番で判定活動訓練を行う。なお、各班長・副班長は、班員が一度は判定主体を担う訓練が行えるよう配慮するものとする。

3 訓練の方法

- (1) 参加判定士は、被災建築物応急危険度判定マニュアルに定められた調査表を用いて、判定を行うものとする。
- (2) 判定終了後のステッカー貼付位置は、通常は玄関付近の見やすい場所とされているが、今回の訓練におけるステッカー貼付位置は、実施本部が指示する場所とする。
- (3) 参加判定士は、判定活動訓練終了後、貸与された判定資機材を事務局(本部)に返却する。
- (4) 各班長・副班長は、判定活動訓練終了後、集計表に判定結果を記載する。
- (5) 事務局は、訓練終了後、結果の講評を行うものとする。
- (6) 参加判定士は、事務局の講評後アンケートを提出するものとする。

4 駐車場及び移動

- (1) 参加判定士は、各班ごとに次のとおり移動する。(配車については自家用車又は事務局が用意した車を使用する。)



- (2) 参集場所の駐車スペースは下図に示す位置とする。また、現地での交通整理は、現地補助員が指示する。

- ★参集場所 (本部) 倉敷市玉島乙島8255-4 玉島下水処理場 2階会議室
- 訓練場所 1 倉敷市玉島乙島7471-1、7471-30 A棟：37号棟 B棟：44号棟
- 訓練場所 2 倉敷市玉島乙島8255-1 C棟：テニスコート本部棟



5 当日の携行品

参加判定士は、訓練への参加に当たって次の資機材を持参することとする。なお、その他訓練に必要な判定ステッカー、調査表、下げ振り等は事務局が準備する。

- (1) 判定士登録証及び判定士手帳 ※受付時に判定士登録証を提示
- (2) 判定マニュアル
- (3) ヘルメット
- (4) 筆記用具（油性マジック、ボールペン等） ※判定ステッカー及び調査表への記入用
- (5) コンベックス
- (6) リュックサック等（荷物入れ） ※両手が使えるよう、背負えるもの。
- (7) 上履き ※当日、スリッパを用意していませんので各自でご用意ください。
- (8) 軍手、水筒等その他必要と考えられるもの

※訓練実施場所周辺には飲料を販売する商店及び自動販売機等はありません。

体調管理のため必要な水分は各自でご用意ください。

6 位置図

- ★参集場所(本部)：玉島下水処理場 2階会議室（倉敷市玉島乙島8255-4）
- 訓練場所1：倉敷市宮高後沖団地（倉敷市玉島乙島7471-1、7471-30）
- 訓練場所2：玉島の森（倉敷市玉島乙島8255-1）

